

人事院公示第24号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、平成6年人事院公示第14号の一部改正に対し、次のとおり決定した。

令和7年12月8日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）、 <u>人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）</u> 及び人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。	人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）、 <u>人事院規則1—82（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）</u> 、 <u>人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）</u> 及び人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）に定める人事院の権限

		及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。
1	(略)	1 (略)
2	委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一	(略)	一 (略)
	(削る)	<u>二 人事院規則 1—8 2 (一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則) 附則第 4 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている経過措置について定めること。</u>
二	(略)	二 (略)
三	人事院規則 1 5—1 5 (非常勤職員の勤務時間及び休暇) に規定する次に掲げる事項	三 人事院規則 1 5—1 5 (非常勤職員の勤務時間及び休暇) に規定する次に掲げる事項
	(1)～(10) (略)	(1)～(10) (略)
	(11) <u>第 4 条第 1 項第 1 6 号の規定に基づき、人事院が定めることとされている世話、事由、行事及び時間について定めること。</u>	(11) <u>第 4 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、人事院が定めることとされている世話、事由、行事及び時間について定めること。</u>
	(12) <u>第 4 条第 1 項第 1 7 号の規定に基づき、人事院が定めることとされている世話、時</u>	(12) <u>第 4 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、人事院が定めることとされている世話、時間</u>

<p>間及び者について定めるこ と。</p> <p>(13) <u>第4条第2項第1号</u>の規 定に基づき、人事院が定める こととされている事項につい て定めること。</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>及び者について定めること。</p> <p>(13) <u>第4条第2項第4号</u>の規 定に基づき、人事院が定める こととされている事項につい て定めること。</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
---	---

2 この決定による改正は、令和8年4月1日から効力を発生する。